

戸籍証明書等の請求書

平成 年 月 日

千葉県鴨川市長 様

請求者 (使う方)	住所			電話番号				
	氏名	①		生年月日	年	月 日		
窓口に来た方	住所			電話番号				
	氏名	①		生年月日	年	月 日		
必要な戸籍等の表示	本籍	千葉県 鴨川市		千葉県 鴨川市				
	筆頭者							
	個人事項証明(抄本)の場合、必要な方の氏名							
請求者と戸籍に記載されている方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫・妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母・祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子・孫) <input type="checkbox"/> その他()							
請求理由	<p>※その他の場合、下記の請求理由にチェックを入れ、詳細にご記入ください。</p> <input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため(①発生原因、②内容、③必要とする理由) <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体の機関に提出するため(①提出先、②提出を必要とする理由) <input type="checkbox"/> 上記以外の理由(①利用目的、②具体的な方法、③利用を必要とする理由) ※公用の場合、①官職と事務の種類、②根拠となる法令等、③利用の目的 ① _____ ② _____ ③ _____							
添付書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(法定代理) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 補助者証 <input type="checkbox"/> その他()							
証明書の種類	戸籍	全部(謄本)	通	円	改製原簿	謄本	通	円
		個人(抄本)	通	円		抄本	通	円
	除籍	一部(必要な事項) []	通	円	その他	証明に必要な届 ()届	届出の年月日 (年 月 日)	通
		全部(謄本)	通	円	<input type="checkbox"/> 受理証明書			
		個人(抄本)	通	円	<input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書			
一部(必要な事項) []	通	円	合計 _____ 通 _____ 円					
本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 ・ パスポート 住基カード(写真付) ・ その他() <input type="checkbox"/> 健康保険証 ・ 身分証 ・ その他 (① ②)				受付	領収印		

※偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

請求に当たっての注意事項

1. 請求理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求められることがあります。
3. 戸籍個人事項証明書について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
4. 戸籍の一部事項証明書について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
5. 本人確認書類について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
6. 権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理人権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。
7. 押印の要否について
交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。
8. 罰則
偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。